

外国人客員研究員受入手続きに関する概要



注意事項

外国人研究者及び留学生受入後に必要に応じて都度行う手続き

外国人研究者及び留学生を受け入れる講座等の長

医学研究監理室

【入国から6ヶ月】

外国為替及び外国貿易法（外為法）上、特定類型に該当しない場合、「非居住者」から「居住者」に変更になることについて案内

【研究内容変更時・受入身分変更時・研究期間変更時 等】

「外国人研究者又は留学生等受入変更届」を提出

●外国人研究者又は留学生等受入変更届
(様式4-2)

【研究期間終了時】終了することが明らかになり次第事前に提出

「外国人研究者又は留学生等受入終了届」を提出

●外国人研究者又は留学生等受入終了届
(様式4-1)